

平成 28 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ ッ グ ス 代表者名 代表取締役社長 内川淳一郎 (東証第一部・コード番号 4286) 問合せ先 専務取締役管理本部長 平 賀 一 行 (TEL 03-3408-3090)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月23日開催予定の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- ① 本社住所を移転することに伴い、現行定款第3条(本店の所在地)を東京都渋谷区から東京都港区に変更するものであります。また、本変更の効力は、本日開催の取締役会において決定した本社移転日である平成28年5月9日をもって生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。
- ② 当社の取締役会は、少人数を維持することで十分な議論と迅速な意思決定を可能としておりますが、今後の当社の業務範囲の拡大と現状の取締役員数7名とを勘案し、現行定款第20条(員数)を「7名以内」を「10名以内」に変更するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。 これに伴い、責任限定契約を締結する役員の範囲を社外取締役については非業務執行取締役にまで拡大し、また、社外監査役については監査役に拡大することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、それぞれ社外取締役について定めた定款第 28 条②、社外監査役について定めた第 37 条②を変更するものであります。なお、第 28 条②の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 23 日定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 23 日

(下線部分は変更箇所を示しております。)

#### 現行定款

## 変 更 案

## (本店の所在地)

# 第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置

## (員数)

第20条 当会社は、取締役7名以内を置く。

## (取締役の責任免除)

## 第28条

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## (監査役の責任免除)

#### 第37条

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

# (新設)

## (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

## (員数)

第20条 当会社は、取締役10名以内を置く。

## (取締役の責任免除)

## 第28条

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等である 者を除く。)との間に、同法第423条第1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、300万円以上であ らかじめ定めた金額または法令が規定す る額のいずれか高い額とする。

## (監査役の責任免除)

#### 第37条

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

#### (附則)

第3条(本店の所在地)の変更は、平成28年 5月9日をもって効力が生ずるものとする。 なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過 後に、これを削除する。